

## 企業庁優良工事施工業者表彰選考基準

- 1 この基準は、企業庁優良工事施工業者表彰要領（以下「表彰要領」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定める。
- 2 表彰要領第1条の県内の施工業者とは、主たる営業所が県内にある業者とする。ただし、機械設備系工事については、営業所が県内にある業者とする。
- 3 表彰要領第3条に定める選考は次によるものとする。
  - (1) 業者選考は、工事の内容及び工事の評定点等を勘案し年度ごとに選考会議で決定する。
  - (2) 選考件数は、対象工事件数のおおむね3%とする。
  - (3) 同一請負者の重複表彰は、行わないものとする。
  - (4) 対象工事が施工業者の責による工期変更をされた場合は、表彰は行わないものとする。
- 4 表彰要領第3条(2)の経営の判定においては、単なる経営内容のみでなく、表彰対象年度以降に次の各号の一に該当する事項がある場合は、表彰を行わないものとする。
  - (1) 表彰の対象となる請負者（表彰の対象となる請負者が構成員となっている共同企業体を含む。以下同じ。）が、愛知県から、対象年度以降表彰式までの間に指名停止以上の措置又は企業庁建設工事事故調査委員会で口頭注意以上の措置を受けた場合。
  - (2) 新聞報道等により社会的に影響を及ぼす不祥事の事実が明らかになる等表彰するにふさわしくない行為があった場合。
- 5 表彰要領第3条の推薦は、原則として本庁施工工事、各出先機関の施工工事件数の3%（3%が3件未満の場合3件まで）を上限とし、様式-1及び様式-2により行うものとする。
- 6 表彰式は、第3四半期開催を目途とし、場所は名古屋市内とする。  
なお、特定建設工事共同企業体への表彰は、各構成員に対して行なうものとする。

### 付 則

この内規は、平成19年4月1日から適用する。

### 付 則

この内規は、平成20年9月18日から適用する。

### 付 則

この内規は、平成22年4月1日から適用する。

### 付 則

この内規は、平成25年6月1日から適用する。

### 付 則

この内規は、平成30年9月25日から適用する。

付 則

この内規は、令和2年6月1日から適用する。

付 則

この内規は、令和8年4月1日から適用する。